延岡記者クラブ規約

（一九九四年三月一日改正）

第一章　総　則

一、この記者クラブは「延岡記者クラブ」と称し、記者室を延岡市役所内に置く。

二、このクラブは、会員相互の親ぼくを図るとともに、新聞倫理綱領を順守しながら、報道人としての品位、知性をより高めることを目的とする。

第二章　会　員

三、このクラブは、社団法人・日本新聞協会に加盟した、新聞、通信、放送各社のうち、延岡市に在勤する次の社の記者により構成する。

朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、西日本新聞社、宮崎日日新聞社
ＮＨＫ、ＭＲＴ、ＵＭＫ　（順不同）

四、このクラブは一社複数の加盟を拒まない。ただし、代表権は一社一名とする。

第三章　幹　事

五、このクラブに正・副幹事各一名を置く。

六、幹事・副幹事の任期は二カ月間とし、各社の輪番制でその任にあたる。

七、副幹事は次に幹事となる社の記者を充て、幹事を補佐する。

八、幹事、副幹事が転勤、その他の理由で退会するときは、後任者が自動的に任期を引き継ぐ。

第四章　総　　会

九、総会は原則として年一回開く。ただし、会員の要求があった場合は、幹事は臨時総会を招集する。

十、総会は会員の三分の二以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数による。ただし、懲罰及び、入会の議決についてはこの限りでない。

第五章　入　会・退　会

十一、このクラブに新たに入会する場合は、あらかじめ会員二社以上の紹介を添えて、加入申し込みをしなければならない。

十二、幹事は加入申し込みを受けて臨時総会を招集しその賛否を諮るものとする。

十三、新入会を認める議決は全員一致の同意がなければならない。

十四、新入会金は十万円とする。

十五、会員が転勤その他の事情で退会するときは、その後任者が自動的に会員となる。

第六章　会　　計

一六、このクラブの会費は月額千円とし、遅くとも当月分を翌月二十日までに納入する。

十七、会費はこのクラブの運営以外に流用できない。

第七章　懲　　罰

十八、次の事項に該当する行為のあった会員は総会に諮って懲罰に付する。

一、このクラブの品位、体面を著しく汚した者

一、クラブの目的、運営、申し合わせ事項に背いて迷惑をかけた者

一、連絡事項をおろそかにし、他社に重大な支障を与えた者

一、会費を二カ月以上滞納した者

十九、懲罰は幹事口頭注意、警告、除名に分ける。

二十、除名の議決については、本人の弁明を聴いた上で、被懲罰者を除いて、出席者の三分の二以上の同意を必要とする。

第八章　慶　　弔

二十一、会員に対する慶弔金品を次の通り定める。

一、会員結婚　一万円　一、会員死亡　一万円（別に花輪代）

一、子供出生　五千円　一、妻子、本人の両親死亡　五千円

一、会員転勤　五千円　一、会員入院（十日以上）　五千円

一、その他、必要と認める慶弔についてはそのつど協議の上、支出する。

第九章　懇　親　会

二十二、公的機関が主催する懇親会は例外なく会費制にする。会費についてはそのつど正副幹事で主催者と協議する。

第十章　附　　則

二十三、会員のやむを得ない事情により、公の席に代理の記者を出席させる場合は正副幹事に連絡して了解を受けるものとする。

以　　上